

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則（平成十二年広島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第一号の五までの様式中「イ」を「

イ ロ ハ」に改める。

別記様式第一号の六中「イ ロ ハ」を「 イ ロ ハ」に、

「イ ロ ハ」を「 イ ロ」に改める。

別記様式第一号の人から別記様式第四号までの様式中「イ ロ ハ」を「

イ ロ ハ」に改める。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第5号 (第5条関係)

誓約書

(略)

① 精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

②—⑦ (略)

注 (略)

改正前

様式第5号 (第5条関係)

誓約書

(略)

① 成年被後見人又は被保佐人

②—⑦ (略)

注 (略)

別記様式第六号から別記様式第三十四号までの様式中「~~五~~」
「~~五~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。